

津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針について

平成 31 年 3 月
(令和 2 年 8 月改正)

1 津波防災地域づくりに関する法律の趣旨

- ① 津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。平成 23 年 12 月施行）では、国の知見に基づき県が津波浸水想定を設定し、それを踏まえ、市町村による推進計画の策定や県による警戒区域の指定などを、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることで、最大クラスの津波への対策を行う考えが示されている。
- ② 法では、警戒区域の指定は「できる規定」であり、かつ市町村長への事前意見聴取が義務づけられている。
- ③ 国の基本指針では、警戒区域の指定及びその後の対応にあたって、市町村と緊密な連携を図ることとされていることを踏まえると、警戒区域の指定にあたっては、市町村の意向を十分に踏まえた対応が必要である。

2 県の方針

- ① 本県は、平成 27 年 3 月に津波浸水想定を公表しており、法が企図する、基準水位の活用及び避難促進施設における避難体制の強化等の警戒避難体制の充実により、津波防災地域づくりを進めていくためには、次のステップとして、警戒区域の指定を推進する必要がある。
- ② 県としては、浸水想定によるリスクの公表にとどまらず、具体的な対策の促進に繋がる警戒区域の指定を行うこととする。
- ③ 指定にあたっては、現在の沿岸市町の意向や法の趣旨等を踏まえ、区域指定を進める意向のある地域から、順次段階的に進めていくこととする。ただし、単独で区域指定を進める意向のある市町については、順次調整を進めていく。
なお、令和元年 12 月に指定したモデル地域である小田原市、真鶴町及び湯河原町の成果を全県に広げる。